

第六号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者（受託者）名称】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(3)

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】(4)

【連絡場所】

【電話番号】

【発行者（委託者）氏名又は名称】

【代表者の役職氏名】

【住所又は本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】(4)

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(5)

【縦覧に供する場所】

名称
_____ (所在地)

第一部【証券情報】

第1【外国信託受益証券の募集（売出）要項】

1【外国信託受益証券の形態等】(6)

2【発行（売出）数】

3【発行（売出）価額の総額】(7)

4【発行（売出）価格】(8)

5【給付の内容、時期及び場所】

6【募集の方法】

7【申込手数料】

8【申込単位】

9【申込期間及び申込取扱場所】

10【申込証拠金】

11【払込期日及び払込取扱場所】

12【引受け等の概要】(9)

13【その他】(10)

第2【外国信託社債券の募集（売出）要項】

1【新規発行外国社債（短期外債を除く。）】(11)

銘柄	
記名・無記名の別	

券面総額又は振替外債の総額	
各外国社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
外国社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
2 【新規発行短期外債】 (12)	
発行価格	
短期外債の総額	
発行価額の総額	

発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	

3 【売出外国社債（売出短期外債を除く。）】 (13)

銘柄	売出券面額の総額又は売 出振替外債の総額（円）	売出価額の総 額（円）	売出しに係る外国社債の 所有者の住所及び氏名又 は名称

4 【売出短期外債】 (13)

支払期日	売出振替短期外債の総額 （円）	売出価額の総 額（円）	売出しに係る短期外債の 所有者の住所及び氏名又 は名称

5 【売出外国社債の条件】 (14)

売出価格 （円）	申込期間	申込単位	申込証拠 金（円）	申込受付 場所	売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	売出しの委託 契約の内容

第二部 【信託財産情報】

第1 【信託財産の状況】

1 【概況】

- (1) 【信託財産に係る法制度の概要】
- (2) 【信託財産の基本的性格】
- (3) 【信託財産の沿革】 (15)
- (4) 【信託財産の管理体制等】
 - ① 【信託財産の関係法人】
 - ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】
 - ③ 【信託財産の管理体制】

2 【信託財産を構成する資産の概要】

- (1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】
- (2) 【信託財産を構成する資産の内容】
- (3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】

3 【信託の仕組み】

- (1) 【信託の概要】
 - ① 【信託の基本的仕組み】
 - ② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】
 - ③ 【委託者の義務に関する事項】
 - ④ 【その他】
- (2) 【受益権】
- (3) 【外国信託受益証券（外国信託社債券）の取得者の権利】
- (4) 【情報開示の概要】 (16)
- 4 【信託財産を構成する資産の状況】
 - (1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の状況】
 - (2) 【損失及び延滞の状況】
 - (3) 【収益状況の推移】
- 5 【投資リスク】
- 6 【財務書類】 (17)
 - (1) 【貸借対照表】 (18)
 - (2) 【損益計算書】 (19)
- 7 【証券所有者に関する事項】
 - (1) 【証券の上場等に関する事項】 (20)
 - (2) 【課税上の取扱い】 (21)
 - (3) 【為替管理上の取扱い】 (22)
 - (4) 【本邦における代理人】 (23)
 - (5) 【裁判管轄等】 (24)
- 第2 【証券事務の概要】
- 第3 【その他】 (25)
- 第三部 【受託者、委託者及び関係法人の情報】
- 第1 【受託者の状況】
 - 1 【受託者の概況】 (26)
 - 2 【事業の内容及び営業の概況】
 - 3 【経理の状況】 (27)
 - 4 【利害関係人との取引制限】 (28)
 - 5 【監督官庁の概要】 (29)
 - 6 【その他】
- 第2 【委託者の状況】 (30)
 - 1 【会社の場合】
 - (1) 【会社の概況】
 - (2) 【事業の内容及び営業の概況】
 - (3) 【経理の状況】
 - (4) 【利害関係人との取引制限】
 - (5) 【監督官庁の概要】 (29)
 - (6) 【その他】
 - 2 【会社以外の団体の場合】
 - (1) 【団体の沿革】
 - (2) 【団体の目的及び事業の内容】
 - (3) 【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
 - (4) 【役員の名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
 - (5) 【監督官庁の概要】 (29)

(6) 【その他】

3 【個人の場合】

(1) 【生年月日】

(2) 【職歴】

(3) 【破産手続開始の決定の有無】

第3 【その他関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

2 【関係業務の概要】

3 【資本関係】

4 【役員の兼職関係】

5 【監督官庁の概要】⁽²⁹⁾

6 【その他】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下bにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（6）bにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13)1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第三部中「第2 委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

e 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

f 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

g 有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下(3)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(5) 届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額

a 当該届出に係る募集又は売出しをしようとする外国信託受益証券（外国信託社債券）に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。

(6) 外国信託受益証券の形態等

a 記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。

b 当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該届出に係る外国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報入手するための方法

当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(7) 発行（売出）価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。

(8) 発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(9) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(10) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る外国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (11) 新規発行外国社債（短期外債を除く。）
企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(15)に準じて記載すること。
- (12) 新規発行短期外債
企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(17)に準じて記載すること。
- (13) 売出外国社債
企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(23)に準じて記載すること。
- (14) 売出外国社債の条件
企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。
- (15) 信託財産の沿革
設定経緯、基本的性格の変更、当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）の金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。
- (16) 情報開示の概要
当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）に係る信託の設定及び運営が行われている国における監督官庁、受益者に対する開示（公告を含む。）及び発行要項等に定められている情報開示について、その内容、方法、頻度等について記載すること。
- (17) 財務書類
- a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。(27) bにおいて同じ。）から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下 a 及び(27) bにおいて同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（日本語による翻訳文を含む。(27) bにおいて同じ。）を該当する財務書類に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間（第23条に定める期間をいう。(18)及び(19) aにおいて同じ。）において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- d 財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- (18) 貸借対照表
最近2計算期間（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(19) aにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
- (19) 損益計算書
- a 最近2計算期間に係る損益計算書について記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
- (20) 証券の上場等に関する事項

当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。

(21) 課税上の取扱い

利息金、売上代金等について課税上の取扱いについて記載すること。

(22) 為替管理上の取扱い

利息金、償還金、売却代金等の送付についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(23) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。

(24) 裁判管轄等

当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(25) その他

a 当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

b 当該届出に係る外国信託受益証券（外国信託社債券）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(26) 受託者の概況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

b 受託者の機構について記載すること。なお、受託者が信託財産の投資運用を行う場合、その意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(27) 経理の状況

a 受託者の最近2事業年度（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを該当する財務書類に添付すること。

c 財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

d 受託者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、a及びcの記載並びにbに規定する書類の添付に代えて、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類

並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(28) 利害関係人との取引制限

受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(29) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(30) 委託者の状況

委託者が会社の場合、(26)から(28)までに準じて記載すること。委託者が発行者とならない場合には記載を要しない。

(31) 読替え

提出者が、外国信託受益権の発行者である場合には、この様式中「外国信託受益証券」とあるのは「外国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、この様式中(25) bについては該当はない旨を記載すること。

(32) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

外国信託受益証券（外国信託社債券）に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき外国信託受益証券（外国信託社債券）をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときは、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。